

株主各位

第23回定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示情報

- 「1. 企業集団の現況」
 - (5) 主要な事業内容
 - (6) 主要な事業所
 - (7) 使用人の状況
 - (8) 主要な借入先の状況
 - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 「3. 新株予約権等の状況」
- 「5. 会計監査人の状況」
- 「6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 「連結計算書類」
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
- 「計算書類」
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表

2020年6月4日

株式会社ソフトフロントホールディングス

(証券コード2321)

上記の事項は、法令及び当社定款の規定にもとづき、インターネット上の当社のウェブサイト(<http://www.softfront.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ソフトフロントジャパン 関連事業	コミュニケーションに係るソフトウェア及びサービスの開発、販売及び提供
ソフトフロントマーケティング 関連事業	媒介販売

(注) 前期までAWESOME JAPAN関連事業を営んでいた株式会社AWESOME JAPANは、2019年9月30日付で解散し、清算手続中であります。

(6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社：本社 東京都千代田区

② 主要な子会社の事業所

株式会社ソフトフロントジャパン	本社 東京都千代田区
株式会社AWESOME JAPAN	本社 東京都千代田区
株式会社コロコニ	本社 東京都千代田区
株式会社ソフトフロントマーケティング	本社 東京都千代田区
デジタルポスト株式会社	本社 東京都千代田区

(注) 1. 株式会社AWESOME JAPAN及び株式会社コロコニは、2019年9月30日付で、デジタルポスト株式会社は、2020年3月31日付で解散し、清算手続中であります。

2. 2019年9月30日付で、デジタルポスト株式会社が営むすべての事業（電子郵便事業）をソースネクスト株式会社に事業譲渡いたしました。

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
ソフトフロントジャパン関連事業	9名
ソフトフロントマーケティング関連事業	—
デジタルポスト関連事業	—
AWESOME JAPAN関連事業	—
その他	—
全社共通	7
合 計	16

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。

2. 事業区分「全社共通」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない持株会社に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
7名	一名	42.8歳	9.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金
株式会社日本政策金融公庫	1,400千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

本社移転

当社は、2019年11月5日付をもって、本社を東京都千代田区三番町6番地26に移転いたしました。

子会社の解散

株式会社AWESOME JAPAN及び株式会社コロコニは、2019年9月30日付で、デジタルポスト株式会社は、2020年3月31日付で解散し、清算手続中であります。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

2018年4月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第10回新株予約権

新株予約権の総数	572個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 5,720,000株 (新株予約権1個につき10,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり2,700円
新株予約権の払込期日	2018年4月23日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり140円
新株予約権の行使期間	自 2018年4月23日 至 2020年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金：1株当たり70.135円 資本準備金：1株当たり70.135円
新株予約権の行使の条件	第10回新株予約権の割当日から(i)6か月を経過した日までは全ての第10回新株予約権について権利行使できないものとし、(ii)1年を経過した日までは第10回新株予約権のうち358個については権利行使できないものとする。
割当先	株式会社大洋システムテクノロジー

※新株予約権の発行時(2018年4月23日)における内容を記載しております。

2018年4月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回新株予約権

新株予約権の総数	572個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 5,720,000株 (新株予約権1個につき10,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり9,800円
新株予約権の払込期日	2018年4月23日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり140円
新株予約権の行使期間	自 2018年4月23日 至 2020年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金：1株当たり70.49円 資本準備金：1株当たり70.49円
新株予約権の行使の条件	第11回新株予約権の行使により、行使に係る第11回新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、第11回新株予約権の発行決議日(2018年4月6日)時点における当社発行済株式総数(22,284,620株)の10%(2,228,462株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできないものとする。
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

※新株予約権の発行時(2018年4月23日)における内容を記載しております。

2018年4月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の総数	20個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,428,571株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	各新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面と同額とする。 転換価額は1株当たり140円とする。
新株予約権の行使期間	自 2018年4月23日 至 2020年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金：1株当たり70円 資本準備金：1株当たり70円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の社債権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日（2018年4月6日）時点における当社発行済株式総数（22,284,620株）の10%（2,228,462株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできないものとする。
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

※新株予約権の発行時（2018年4月23日）における内容を記載しております。

2018年4月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第12回新株予約権

新株予約権の総数	9,340個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 934,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の払込期日	2018年4月23日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり155円
新株予約権の行使期間	自 2018年10月23日 至 2028年4月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金：1株当たり78円 資本準備金：1株当たり78円
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社執行役員 4名 当社従業員 3名 当社子会社取締役 3名

※新株予約権の発行時（2018年4月23日）における内容を記載しております。

(注) 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ①当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - ②当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ③当社普通株式の上場廃止、当社について法的倒産手続の開始、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情から大きく変更が生じた場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2019年9月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第13回新株予約権

新株予約権の総数	5,500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 550,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり24円
新株予約権の払込期日	2019年9月24日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり122円
新株予約権の行使期間	自 2019年9月24日 至 2029年9月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金：1株当たり61.12円 資本準備金：1株当たり61.12円
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	当社取締役 2名

※新株予約権の発行時(2019年9月24日)における内容を記載しております。

(注) 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ③ 当社普通株式の上場廃止、当社について法的倒産手続の開始、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情から大きく変更が生じた場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

そうせい監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました三優監査法人は、2019年6月27日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 14,000千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 14,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員の互選により定められた監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務執行状況等、或いは当社及び当社グループの被監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が適当と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定することとし、当該決定に基づき取締役会は当該議案を株主総会に提出することとします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、企業行動の適正化に関する事項を統括する組織として「コンプライアンス管理委員会」を設置し、当社及び子会社の全役職員が、法令遵守はもとより社会構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動するための体制を構築します。
 - ・ コンプライアンスに係る事態が発見されたときに、その内容が適切に報告されるよう内部通報制度を構築し、その浸透を図ります。
 - ・ 当社及び子会社の全役職員に、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスが自らの問題であることの意識を高め、適正な業務遂行が行えるようにします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書を法令及び社内規程に基づき、適正に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、経営会議において、事業に内在するリスクを把握分析したうえで対策を検討し当社及び子会社の対策実施方針を決定します。
 - ・ 当社は、代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、業務執行行為に法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険がないか検証し、かかる結果が代表取締役社長に報告される体制を構築します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社は、経営理念を機軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される年度経営計画により各業務執行を行います。

- ・取締役会は原則月 1 回開催し、付議基準を遵守し、当社経営の重要事項について審議するとともに、取締役の業務執行状況の監督を行います。
 - ・当社は、経営会議を原則毎週（子会社は随時）開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。
 - ・日常の職務遂行に際しては、組織・業務分掌・権限規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り、業務を遂行します。
- ⑤ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、そのうえで当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図ります。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助すべき監査等委員会スタッフを監査等委員会から求められた場合には、取締役と監査等委員会が意見交換を行い、合理的な範囲で設置することとします。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会スタッフの任命・異動については、監査等委員会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。
 - ・同監査等委員会スタッフは監査等委員会の指示に従い職務を遂行するものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- ・当社役職員は、監査等委員会から求められたときには速やかに業務執行状況を報告することとします。
 - ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告することとします。

- ・監査等委員は、取締役会の他、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、主要な稟議書、議事録等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役等に説明を求めることができるものとします。
- ⑨ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制
- ・子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会から求められたときには速やかに業務執行状況を報告することとします。
 - ・子会社の役員は、子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、本社の取締役に直ちに報告し、その報告を受けた取締役は直ちに監査等委員会に報告することとします。
- ⑩ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、前二号に基づき、監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止します。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い、又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行うこととします。
 - ・監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、意見交換を行い連携を図っていくこととします。

(2) 運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役会において、経営の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。公正に機能させるため、構成員に社外取締役（監査等委員）を招聘し、適正に意見交換を行っております。
- ② 監査等委員会において、監査方針、監査計画、監査方法等を協議決定のうえ、監査等委員が重要な社内会議に出席するとともに、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門及び子会社の業務執行の監査並びに内部統制監査を実施いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 金 剰 余	利 益 剰 余	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	10,000	424,150	△280,358	△64	153,728	7,741	161,469
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	87,584	87,584			175,169		175,169
非支配株主との 取引に係る 親会社の持分変動		△2			△2		△2
親会社株主に帰属 する当期純損失			△193,147		△193,147		△193,147
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						△137	△137
当 期 変 動 額 合 計	87,584	87,581	△193,147	—	△17,980	△137	△18,117
当 期 末 残 高	97,584	511,732	△473,505	△64	135,747	7,604	143,351

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失159,083千円、経常損失158,197千円、親会社株主に帰属する当期純損失193,147千円を計上した結果、9期連続の営業損失を計上しており、このような損失計上が続けば今後の手元流動性の確保に支障が生じる可能性もあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消して早期黒字化を図ることが優先課題であり、以下に示す3つの施策を積極的に推進し、当社グループにおける業績回復を進めてまいります。

①既存事業の再構築と事業基盤の強化

既存事業のうち、当社のコア事業であるボイスコンピューティング事業とコミュニケーション・プラットフォーム事業に経営資源を投下し、事業を拡大してまいります。

具体的には、様々なシステム環境に電話の機能を安価にかつスピーディに組み込んでサービス提供することを可能とするクラウドサービス「telmee」の需要が自治体や各種事業者で顕在化しており、サービスの拡販に力を入れてまいります。また、2018年10月より、急成長分野として期待するボイスコンピューティング分野にて展開する自然会話AIプラットフォーム「commubo（コミュボ）」の提供を開始しており、コールセンター業務への対応、電話による営業アポイントメントの獲得、企業の代表電話の受付、テレビショッピングの注文受付など様々な利用シーンへの展開が期待され、同様にサービスの拡販に力を入れてまいります。

②財務基盤の充実と戦略的な投資計画の実行

前期は、不採算事業の見直し、徹底した経費削減等への取組みなど、一連の経営再建活動を行い、業績の回復をすすめてまいりましたが、引き続き、構造改革を推進し、グループ全体の効率化や合理化を図ってまいります。また、開発投資やM&A投資などで資金が必要になった場合は、柔軟な資金調達を行い、業容の拡大をすすめてまいります。

③資本業務提携の具現化

当社は、株式会社大洋システムテクノロジー（現株式会社デジタルフォルン）との資本業務提携などにより、手元資金の確保のため資金調達を行ってまいりましたが、さらに、2019年11月25日付「株式会社ジェクシードとの資本業務提携に関するお知らせ」にて開示のとおり、第三者割当増資により77,700千円の資金調達を行っております。また、ジェクシード社との業務提携により、両社の有する製品、技術力及びノウハウを共有し、両社の顧客資産等経営資源の相互補完により売上の拡大を図るとともに、人材交流により両社のシナジーを最大化するべく、その具現化に注力してまいります。

上記の施策により、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、当該状況が解消されると判断しておりますが、業績回復は経済環境等の影響を受け、計画通りに進捗しない可能性があること、また、予定している資金調達においては投資者の判断に依存し、当社グループが予定している資金調達ができない可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結会社の名称

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称
株式会社ソフトフロントジャパン
株式会社ソフトフロントマーケティング

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの 総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（2年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受託開発に係る売上高については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の
確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原
価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を採用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	3,927千円
----------------	---------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数

普通株式	27,461,789株
------	-------------

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数

普通株式	11,304,000株
------	-------------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、予算計画に照らして、必要な資金を主に自己資金及び銀行借入により調達しており、一時的な余資は安全性を重視し流動性の高い預金等で運用し、デリバティブについては、利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び長期未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、時価のない株式については投資先の信用リスクに晒されております。

貸付金は、取引先企業等に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権並びに敷金及び保証金については、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて定期的な取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券及び貸付金については、投資先及び貸付先企業の財務内容等を定期的にモニタリングする体制としております。

なお、当社グループは、適時に各社からの報告に基づき持株会社である当社が資金繰りを計画し、作成・更新するとともに流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	181,688	181,688	—
② 売掛金	64,577	64,577	—
③ 未収消費税等	12,106	12,106	—
④ 長期未収入金	18,300		
貸倒引当金（※1）	△18,300		
	—	—	—
⑤ 長期貸付金（※2）	20,422	20,461	38
⑥ 敷金及び保証金	13,051	13,051	—
資産計	291,846	291,885	38
① 営業未払金	9,158	9,158	—
② 未払法人税等	845	845	—
③ 未払金	6,221	6,221	—
④ 長期借入金（※3）	1,400	1,395	△4
負債計	17,625	17,620	△4

※1 長期未収入金に対する個別貸倒引当金を控除しております。

※2 長期貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

※3 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金、③ 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期未収入金

長期未収入金については、回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑤ 長期貸付金

長期貸付金は固定金利によるものであり、時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑥ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

① 営業未払金、② 未払法人税等、③ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

長期借入金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	42,789

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。なお、非上場株式に対して、貸倒引当金を10,196千円計上しております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	181,688	—	—	—
売掛金	64,577	—	—	—
未収消費税等	12,106	—	—	—
長期貸付金	6,312	14,110	—	—
敷金及び保証金	—	—	—	13,051
合計	264,684	14,110	—	13,051

長期未収入金は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,400	—	—	—	—	—
合計	1,400	—	—	—	—	—

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4円94銭
2. 1株当たり当期純損失	7円31銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 新株予約権の行使

当連結会計年度の末日後、第11回新株予約権の権利行使が行われております。2020年4月1日から2020年5月20日までの新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

(1) 行使された新株予約権の個数	10個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 100,000株
(3) 資本金増加額	7,049千円
(4) 資本準備金増加額	7,049千円

２．資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2020年５月20日開催の取締役会において、2020年６月26日開催の第23回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を付議することを決議いたしました。

（１）資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を補填し、今後の効率的な経営の推進及び財務体質の健全化を図ることを目的としております。

（２）資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

資本金の額を94,633千円減少し、資本金の額を10,000千円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第１項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく資本金の額を減少し、減少額94,663千円をその他資本剰余金に振り替えます。

（３）資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

資本準備金の全額94,633千円を減少いたします。

② 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、減少額94,633千円をその他資本剰余金に振り替えます。

（４）剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金539,590千円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の補填に充当いたします。

（５）日程

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 取締役会決議日 | 2020年５月20日 |
| ② 株主総会決議日 | 2020年６月26日（予定） |
| ③ 債権者意義申述最終期日 | 2020年７月27日（予定） |
| ④ 効力発生日 | 2020年８月１日（予定） |

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 金 準 備	そ の 他 資 剰 余 金 本 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	10,000	—	424,150	424,150	△284,072	△284,072	△64	150,013
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	87,584	87,584		87,584				175,169
当 期 純 損 失					△255,517	△255,517		△255,517
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	87,584	87,584	—	87,584	△255,517	△255,517	—	△80,348
当 期 末 残 高	97,584	87,584	424,150	511,735	△539,590	△539,590	△64	69,665

	新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
当 期 首 残 高	7,741	157,754
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		175,169
当 期 純 損 失		△255,517
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△137	△137
当 期 変 動 額 合 計	△137	△80,485
当 期 末 残 高	7,604	77,269

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（継続企業の前提に関する注記）

当社は、当事業年度において、営業損失183,386千円、経常損失182,359千円及び当期純損失255,517千円を計上した結果、9期連続の営業損失を計上しており、このような損失計上が継続すれば今後の手元流動性の確保に支障が生じる可能性もあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消して早期黒字化を図ることが優先課題であり、以下に示す3つの施策を積極的に推進し、当社における業績回復を進めてまいります。

①既存事業の再構築と事業基盤の強化

既存事業のうち、当社のコア事業であるボイスコンピューティング事業とコミュニケーション・プラットフォーム事業に経営資源を投下し、事業を拡大してまいります。

具体的には、様々なシステム環境に電話の機能を安価にかつスピーディに組み込んでサービス提供することを可能とするクラウドサービス「telmee」の需要が自治体や各種事業者で顕在化しており、サービスの拡販に力を入れてまいります。また、2018年10月より、急成長分野として期待するボイスコンピューティング分野にて展開する自然会話AIプラットフォーム「commubo（コミュボ）」の提供を開始しており、コールセンター業務への対応、電話による営業アポイントメントの獲得、企業の代表電話の受付、テレビショッピングの注文受付など様々な利用シーンへの展開が期待され、同様にサービスの拡販に力を入れてまいります。

②財務基盤の充実と戦略的な投資計画の実行

前期は、不採算事業の見直し、徹底した経費削減等への取組みなど、一連の経営再建活動を行い、業績の回復をすすめてまいりましたが、引き続き、構造改革を推進し、グループ全体の効率化や合理化を図ってまいります。また、開発投資やM&A投資などで資金が必要になった場合は、柔軟な資金調達を行い、業容の拡大をすすめてまいります。

③資本業務提携の具現化

当社は、株式会社大洋システムテクノロジー（現株式会社デジタルフォルン）との資本業務提携などにより、手元資金の確保のため資金調達を行ってまいりましたが、さらに、2019年11月25日付「株式会社ジェクシードとの資本業務提携に関するお知らせ」にて開示のとおり、第三者割当増資により77,700千円の資金調達を行っております。また、ジェクシード社との業務提携により、両社の有する製品、技術力及びノウ・ハウを共有し、両社の顧客資産等経営資源の相互補完により売上の拡大を図るとともに、人材交流により両社のシナジーを最大化するべく、その具現化に注力してまいります。

上記の施策により、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、当該状況が解消されると判断しておりますが、業績回復は経済環境等の影響を受け、計画通りに進捗しない可能性があること、また、予定している資金調達においては投資者の判断に依存し、当社グループが予定している資金調達ができない可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの 総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（2年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,927千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	9,650千円
短期金銭債務	20千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	51,929千円
営業費用	2,658千円
営業取引以外の取引高	33,064千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	97株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産	
貸倒引当金	12,057千円
減価償却超過額	9,863千円
関係会社株式	22,665千円
投資有価証券	116,173千円
債務保証損失引当金	52,481千円
税務上の繰越欠損金	1,183,925千円
その他	24,271千円
繰延税金資産小計	1,421,438千円
評価性引当額	△1,421,438千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名 称	主 要 な 事 業 の 内 容	議決権等の 所有(被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (千円) (注) 6	科 目	期末残高 (千円) (注) 6
子会社	株式会社ソフトフロントジャパン	ソフトウェア業	(所有) 直接 100.0%	シェアードサービスの提供 役員の兼任	経営指導等 (注) 2	45,110	売掛金	4,820
					人件費及び経費の立替	—	その他流動資産	4,829
子会社	株式会社コロコニ	ソフトウェア業	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	債権放棄 (注) 4	16,361	—	—
子会社	株式会社AWESOME JAPAN	海外進出支援事業	(所有) 直接 100.0%	シェアードサービスの提供 資金の貸付 役員の兼任	債権放棄 (注) 4	72,271	—	—
子会社	株式会社ソフトフロントマーケティング	媒介販売業	(所有) 直接 100.0%	シェアードサービスの提供 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 3	36,000	関係会社長期貸付金 (注) 5	7,400
					資金の返済 (注) 3	56,600		
					利息の受取 (注) 3	140		
子会社	デジタルポスト株式会社	電子郵便事業	(所有) 直接 100.0%	シェアードサービスの提供 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 3	6,000	—	—
					資金の返済 (注) 3	1,000	—	—
					債権放棄 (注) 4	29,690	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2. 経営指導料等については、業務内容、業績等を勘案して契約により取引条件を決定しております。
3. 資金の貸付及び借入の取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
4. 株式会社コロコニ、株式会社AWESOME JAPAN及びデジタルポスト株式会社に対する売上債権、立替金及び貸付金について、株式会社コロコニ、株式会社AWESOME JAPAN及びデジタルポスト株式会社の解散に伴い債権放棄を行っております。
5. 子会社への関係会社長期貸付金に対し、7,400千円(合計)の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金繰入額7,400千円(合計)を計上しております。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の 名 称 又は氏名	主要な 事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員	野田 亨	当社代表 取締役	(被所有) 直接 0.36%	新株予約権の 行使	新株予約権の 行使 (注)	12,200	—	—

(注) 当連結会計年度の新株予約権の行使による払込金額を記載しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2円54銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 9円67銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. 新株予約権の行使

当事業年度の末日後、第11回新株予約権の権利行使が行われております。2020年4月1日から2020年5月20日までの新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 行使された新株予約権の個数 | 10個 |
| (2) 発行した株式の種類及び株式数 | 普通株式 100,000株 |
| (3) 資本金増加額 | 7,049千円 |
| (4) 資本準備金増加額 | 7,049千円 |

2. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2020年5月20日開催の取締役会において、2020年6月26日開催の第23回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を補填し、今後の効率的な経営の推進及び財務体質の健全化を図ることを目的としております。

(2) 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

資本金の額を94,633千円減少し、資本金の額を10,000千円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく資本金の額を減少し、減少額94,663千円をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

資本準備金の全額94,633千円を減少いたします。

② 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、減少額94,633千円をその他資本剰余金に振り替えます。

(4) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金539,590千円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の補填に充当いたします。

(5) 日程

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 取締役会決議日 | 2020年5月20日 |
| ② 株主総会決議日 | 2020年6月26日（予定） |
| ③ 債権者意義申述最終期日 | 2020年7月27日（予定） |
| ④ 効力発生日 | 2020年8月1日（予定） |